

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月16日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年10月 7日 午前 8時30分から 令和 8年10月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年10月20日 午前10時00分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年11月10日 午前 9時40分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 9月16日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 382, 000 1, 905, 600	一括	476, 400	36, 410	9, 130
1	1, 387, 000				
2	995, 000				
			</		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 山口市小郡金堀町 |
| | 地 番 | 100番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 266.09平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山口市小郡金堀町100番地2 |
| | 家屋 番号 | 100番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 96.59平方メートル
2階 13.79平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 3月 19日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

-
- 1 不動産の表示
【物件番号 1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号 1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号 2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件目録

- | | | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 所 在 地 地 地 地 | 山口市小郡金堀町
100番2
宅地
266.09平方メートル |
| 2 | 所 在 家屋 番号 種 類 構 造 床 面 積 | 山口市小郡金堀町100番地2
100番2
居宅
木造スレート葺2階建
1階 96.59平方メートル
2階 13.79平方メートル |



令和7年（ケ）第78号
令和7年12月17日受理
令和8年2月24日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 先本 英雄

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 山口市小郡金堀町
 地 番 100番2
 地 目 宅地
 地 積 266.09平方メートル

- 2 所 在 山口市小郡金堀町100番地2
 家屋 番号 100番2
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 96.59平方メートル
 2階 13.79平方メートル



不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり	
住 居 表 示		山口市金堀町20番20号	
土 地		物件1	
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（ ）		
形 状	☒ 公図（法第14条第1項）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下 記 以 外 の 建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
建 物		物件2	
種 類 、 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：		
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある { 種 類： 構 造： 床面積：		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上 記 以 外 の 敷 地 （ 目 的 外 土 地 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■不動産売買仲介業者 の担当者	1 私は、債務者兼所有者から、本件不動産の売買仲介を依頼された不動産仲介業者の担当者です。 2 本件建物の鍵を保管しており、解錠は可能ですが、まずは債務者兼所有者の了解を得ていただくよう希望します。 なお、債務者兼所有者の電話連絡先は不明です。 3 本件建物は古いため、床の軋みや畳の沈み込みなどの傷みがあります。 (令和7年12月19日電話聴取)
■債務者兼所有者	1 私、本件不動産の所有者です。 2 私は、以前は本件建物に居住していましたが、現在は、本件建物を出て別の場所に居住しています。 現在、本件建物には誰も住んでいません。 3 本件建物内には仏壇を、本件土地には木製の置物をそれぞれ残していますが、その他の動産類はほとんど搬出済みです。 4 本件建物は古いので、畳のきしみ、床の傷み及び壁紙の損耗などがあり、特に洗面所周りの床はひどく痛んでいます。また、壁には凹んでいる箇所が数か所あります。 5 隣接所有者との間で、建物等の越境や本件建物の敷地の境界に関する紛争はありません。 (令和8年1月6日、同月13日口頭聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件建物は、債務者兼所有者が居宅として使用、占有しているものと認められる。
- 2 本件土地は、現地での概測の結果、公図、建物図面（各階平面図）及び土地建物位置関係図に記載されているとおりの形状であると思われるものの、その認定は、あくまでも概測によるものであり、本件土地の形状等を確定させるものではない。
- 3 債務者兼所有者が陳述したとおり、本件建物には経年劣化によるものと思われる畳のきしみ、床の傷み及び壁紙の損耗のほか、洗面所周りの床は大きく傷んでいる。また、壁には凹みが数カ所認められた。
- 4 債務者兼所有者が陳述したとおり、本件建物内には仏壇が、本件土地には木製の置物が、それぞれ残置していた。
- 5 上記意見は、あくまでも現況調査時に当事者等から得た情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵、その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

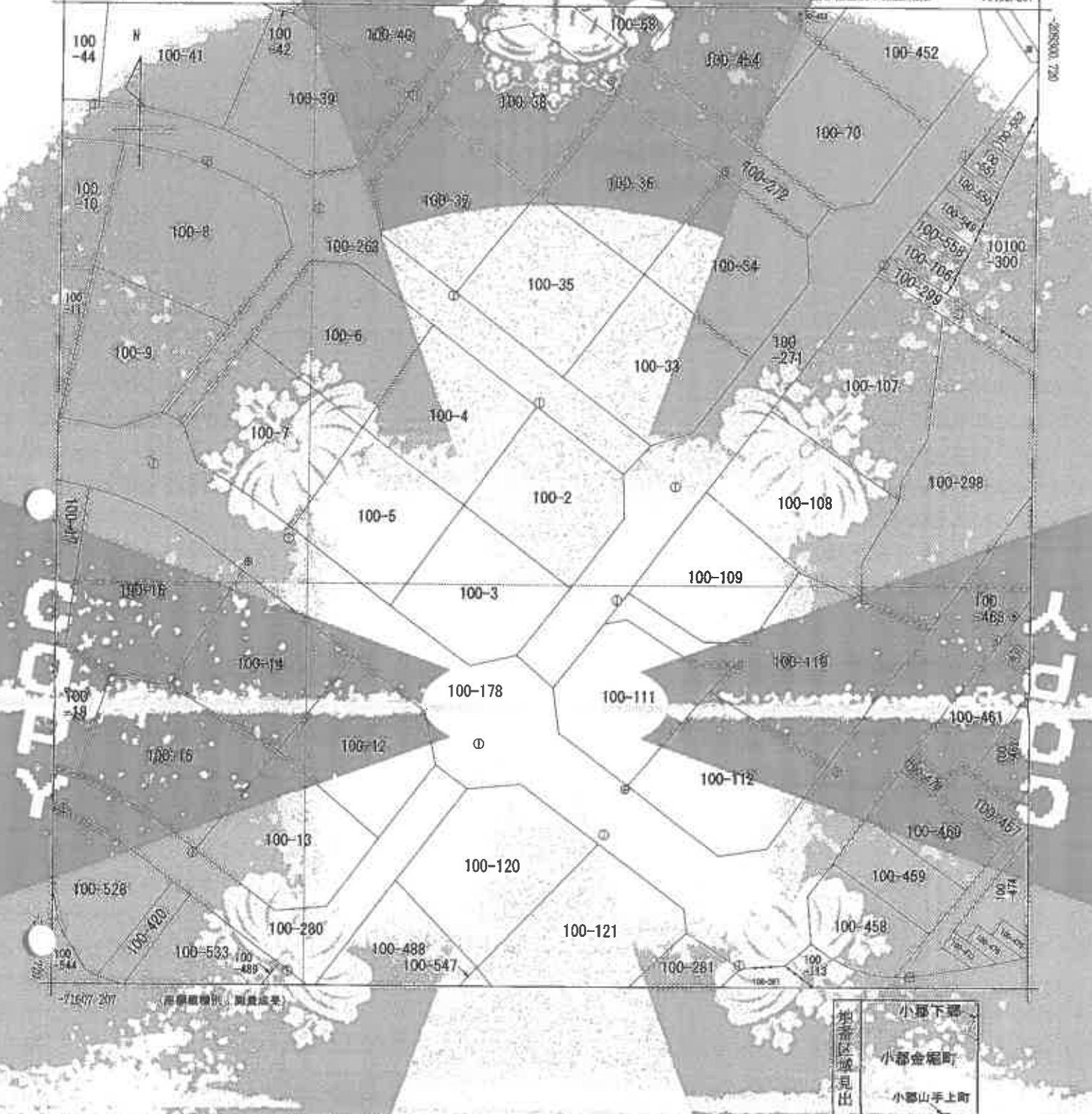
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年12月18日(木) : ~ :	執行官室	山口市役所に間取図交付請求(郵送)
令和7年12月18日(木) : ~ :	執行官室	中国電力ネットワーク(株)に利用状況照会(郵送)
令和7年12月18日(木) : ~ :	執行官室	山口市役所に住民票等交付請求(郵送)
令和7年12月19日(金) 10:29 ~ 10:46	法務局	登記事項証明書交付請求
令和7年12月19日(金) 16:01 ~ 16:39	物件所在地	物件確認、写真撮影
令和7年12月19日(金) 17:04 ~ 17:26	携帯電話	電話聴取(不動産売買仲介業者の担当者)
令和7年12月20日(土) 9:47 ~ 10:01	債務者兼所有者の 自宅	事情聴取のため、債務者兼所有者の自宅を訪問(債務者兼所有者に会えず、事務連絡をポストに投函した。)
令和7年12月22日(月) 11:30 ~ 11:37	債務者兼所有者の 自宅	事情聴取のため、債務者兼所有者の自宅を訪問(債務者兼所有者に会えず、事務連絡をポストに投函した。)
令和7年12月22日(月) : ~ :	執行官室	債務者兼所有者に対し現況調査期日通知及び照会書を送付(郵送)
令和8年1月6日(火) 7:58 ~ 8:24	債務者兼所有者の 自宅	事情聴取(債務者兼所有者)
令和8年1月13(火) 12:35 ~ 13:43	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影、事情聴取(債務者兼所有者)
(特記事項) ☒ 令和8年1月13日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

100-473
100-534

(市界線推定：測量成果)

-71482.207



請求部	所在	山口市小郡金堀町				地番	100番2			
出力	1/500	精度	甲三	地籍番号	100-473	分類	地区(法第14条第1項)	種類	地籍図	
作成年月日	平成25年3月	発行年月日	平成25年7月20日	発行所	山口市地籍課	備考				

これは地図に記載されている内容を証明した書面である

令和7年12月19日
山口地方法務局

請求番号：11-1
(1/1)

第3号

縮小(A3-A4)

【6枚目】

公用

登記年月日：昭和59年6月25日

本頁に図面に關する変更内容を示す。

これは図面に記載されている土地の面積、位置を示す。
令和7年12月19日 山口地方建設局

056323

各階平面図

番地 100-2

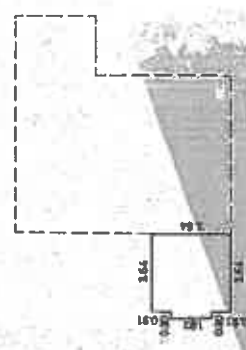
建物図面
(各階平面図)

建築物所在 山口市小郡下郷 建築基準法第100-2

昭和59年6月29日登記



1 階 / 1F		面積
37	97	36.2083
10.03 X	3.61 =	36.2083
7.28 X	2.76 =	20.0928
10.92 X	0.91 =	9.9372
11.22 X	1.82 =	20.4204
10.92 X	0.91 =	9.9372
TOTAL		96.5959



2 階 / 2F		面積
37	97	3.3124
3.64 X	0.91 =	3.3124
3.94 X	1.82 =	7.1708
3.64 X	0.91 =	3.3124
TOTAL		13.7956

【7枚目】

作製者 土城家福 建築士

250

申請人

縮尺 1/500

【8 救目】

[illegible]

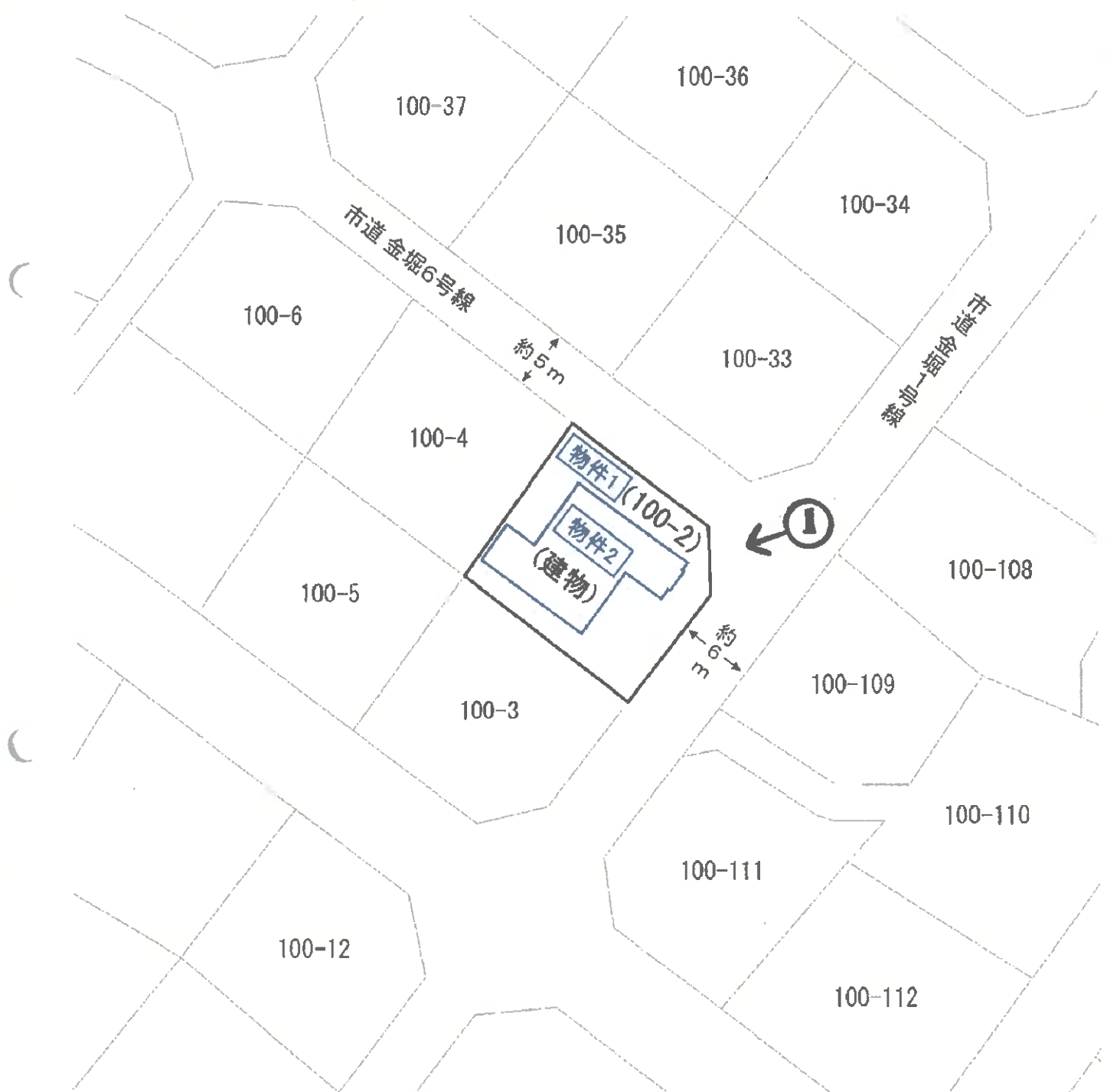
12/21

(註) 下線のあるものは減額事項であることを示す。

土地建物位置関係図

4

縮尺約1/500



撮影方向

※ 評価人作成図面に基づいて作成した。

本図は法務局備付の地図(法第14条第1項)・地積測量図・建物図面等を基に
現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。

【9 枚目】

建物間取図

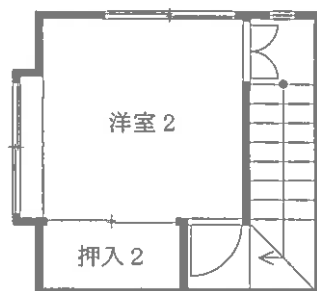


物件 2

1 階



2 階



撮影方向

縮尺 約 1/100

※ 評価人作成図面に基づいて作成した。

【10枚目】

写真1

本件物件
の外観



写真2

LDK



写真3

浴室



令和7年(ケ)第78号

令和8年1月13日 現地調査

令和8年2月17日 評 価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

中野 亘

第1 評 価 額

一 括 価 格		
金 3,403,000 円		
内 訳 価 格		
物 件 1 (土 地)	金	1,981,000 円
物 件 2 (建 物)	金	1,422,000 円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	山口市小郡金堀町 100番2 宅地 266.09 m ²	左記に同じ
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	山口市小郡金堀町 100番地2 100番2 居宅 木造スレート葺2階建 1階 96.59 m ² 2階 13.79 m ² 合計 110.38 m ²	左記に同じ
番号	特記事項		
1	法務局備付けの地図(法第14条第1項)、地積測量図等の確認資料を基に調査を行い、概ね一致を確認した。		
2	法務局備付けの建物図面等の確認資料を基に調査を行い、概ね一致を確認した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 山陽本線『新山口』駅の北方約2,300m【道路距離】 山口市立 小郡小学校の北西方約1,300m【道路距離】 フジ 小郡店の北西方約1,200m【道路距離】	
付近の状況	戸建住宅が建ち並ぶ閑静な住宅団地である。	
主な公法上の 規制等 (道路幅員等の個別 的な条件を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域(非線引区域) 第1種低層住居専用地域 50% 80% 無 日影規制(4h-2.5h-1.5m) 山口市景観計画区域(一般地域) 都市機能誘導区域外、居住誘導区域外
画地条件	規模 : 266.09 m ² 間口 : 約 16 m 奥行 : 約 14 m	形状 : ほぼ長方形 接面状況 : 角地 地勢 : 概ね平坦
接面道路の状況	北東側 幅約5m舗装市道に対して約0～1m程度高位接面 ※1 ※1 市道 金堀6号線〔建築基準法第42条1項1号道路〕 南東側 幅約6m舗装市道に対して約1～2m程度高位接面 ※2 ※2 市道 金堀1号線〔建築基準法第42条1項1号道路〕	
土地の利用状況等	本件土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 北西側及び南西側、道路を挟んで北東側及び南東側の全てが、 戸建住宅の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道 : あり ガス配管 : なし 下水道 : あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本 管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る 状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置 されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前 面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場 合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用で きるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	①【土壌汚染について】 閉鎖登記簿や古地図等の資料によると、目的土地を含む一帯は、かつては山林であったが、昭和51頃に雑種地となり、翌51年頃には分譲開発により、分筆合筆等が実施された。目的土地も同時期に区画割され、目的建物が建築されて調査時点に至っている。土壌汚染の端緒は認められなかったが、専門的な調査を経たおらず、不確定な部分もあるため、評価上考慮外とした。 ②【埋蔵文化財について】 山口市文化財保護課に確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であることが判明した。 ③【土砂災害警戒区域について】 目的物件は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の範囲に含まれない。 ④【カーポートと差し掛けについて】 目的土地の北西側には、建物に沿って差し掛けが設置されており、目的建物の一部である物置と概ね一体として利用されている。 ⑤【ベランダとデッキについて】 目的土地の南東側には、建物に沿ってベランダが設置されており、下はデッキとなっている。 ⑥【木製の置物の残置について】 目的土地北東側の建物入口付近には、木製の置物が残置されている。
----------------	--

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和51年4月21日 新築 経過年数： 約50年 経済的残存耐用年数： 約0年
仕 様	構 造： 木 造
	屋 根： スレート葺
	外 壁： サイディング、板張り 他
	内 壁： クロス貼、板張り、砂壁 他
	天 井： クロス貼、天井ボード 他
	床： フローリング、畳 他
	設 備： 電気、水道、下水道等
	そ の 他： ー
床面積（現況）	1階 約 96.59 m ² 2階 約 13.79 m ² 合計 約 110.38 m ²
現況用途等	現況用途： 居 宅 間取り： 別添建物間取図参照
品 等	中 等
保守管理の状態	普 通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・換気扇、エアコン、照明、給湯設備等が見られたが、動作は未確認である。 ・目的建物は、昭和59年4月20日に変更、増築が為されている。 ・建物全体的に、経年劣化や使用に伴う傷等が見られる。 ・洗面所の床が劣化しており、踏み抜く可能性もある。 ・和室2の壁に破損、畳に腐食、照明に歪みが見られる。 ・洋室1の壁に破損や落書きが、洋室2の壁に破損が見られる。 ・和室1に仏壇が残置されている。 ・物置の壁に破損が見られる。 ・昭和56年6月の新耐震基準の施行以前に竣工した建物である。 ・アスベスト含有量5重量%超の吹付アスベストが原則として禁止された昭和50年10月以降に竣工した建築物であるが、実地目視調査でのアスベスト等有害物質の使用の有無については不明である。 ・目的物件について、目視の範囲内ではシロアリの存在については確認できなかった。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ＝オ
1	28,400	104 / 100	266.09	70 / 100	5,501,000

(百円単位を四捨五入)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査価格 山口（県）－27

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 32,100 \text{ 円/㎡} & \times & 100.8 / 100 & \times & 100 / 101 & \times & 100 / 113 & = & 28,400 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位による補正

◇ 地域格差：街路・交通・環境・行政的条件等を考慮した。

イ 個別格差：下記のとおり

個別的要因	個別的要因(細項目)	増 減 価 率	
画 地	方 位	+ 1	101 / 100
画 地	角 地	+ 3	103 / 100
個 別 格 差 (相乗積)			104 / 100

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現 況 延 床 面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ＝エ
2	220,000	110.38	0.007	170,000

(百円単位を四捨五入)

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率

物件2

- ・残価率 ： 1%
- ・経過年数 ： 50 年
- ・観察減価率 ： 30%
- ・経済的全耐用年数 ： 50 年
- ・経済的残存耐用年数 ： 0 年

上記数値等により、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{※現価率} = \left\{ \text{残価率 } 1\% + (1 - \text{残価率 } 1\%) \times (\text{経済的残存耐用年数 } 0 \text{ 年} / \text{経済的全耐用年数 } 50 \text{ 年}) \right\} \times (1 - \text{観察減価率 } 30\%) = \underline{\underline{0.007}}$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	5,501,000	40% 法定地上権	2,200,000

(百円単位を四捨五入)

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市 場 性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア＋イ)×ウ ×エ×オ
1	5,501,000	▲ 2,200,000		1.00	0.60	1,981,000
2	170,000	＋ 2,200,000	1.00	1.00	0.60	1,422,000
一 括 価 格 (合 計)						3,403,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格【山口(県)－27】

所 在 : 山口市小郡新町1丁目3251番12
価 格 : 32,100 円/㎡
位 置 : JR山口線「上郷」駅の南西方、道路距離約700mに位置する。
価 格 時 点 : 令和 7 年 7 月 1 日
地 積 : 172 ㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 道 路 : 北西側 4 m 道路 に接面
用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域
(建蔽率 60% 、 容積率 200%)
地域の概要 : 中規模一般住宅にアパートも混在する住宅地域

2 固定資産税評価額(令和7年度)

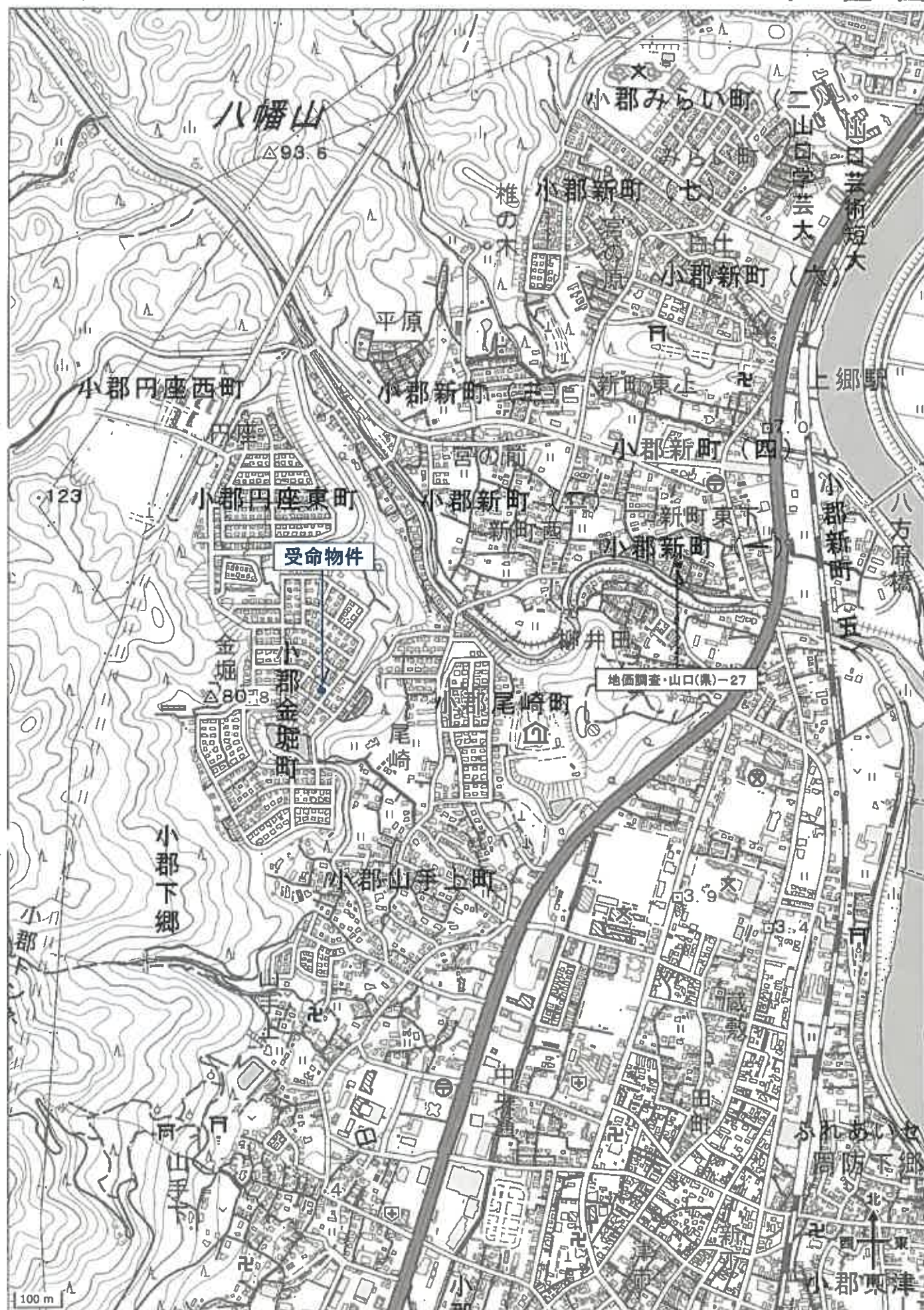
物件1	:	5,055,710 円
物件2	:	昭和51年新築 1,093,835 円
	:	昭和59年増築 455,134 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(地理院地図)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 土地所在図・地積測量図写し(法務局備付)
- 4 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図
- 7 現況写真

以 上



受命物件の表示は概ねの位置及び範囲を図示したもので、実際の規模・形状とは異なることがある。



受命物件の表示は概ねの位置及び範囲を図示したもので、実際の規模・形状とは異なることがある。

次頁に図面に關する変更内容を示す。

登録年月日：昭和51年4月23日

土地積測量所 図

山

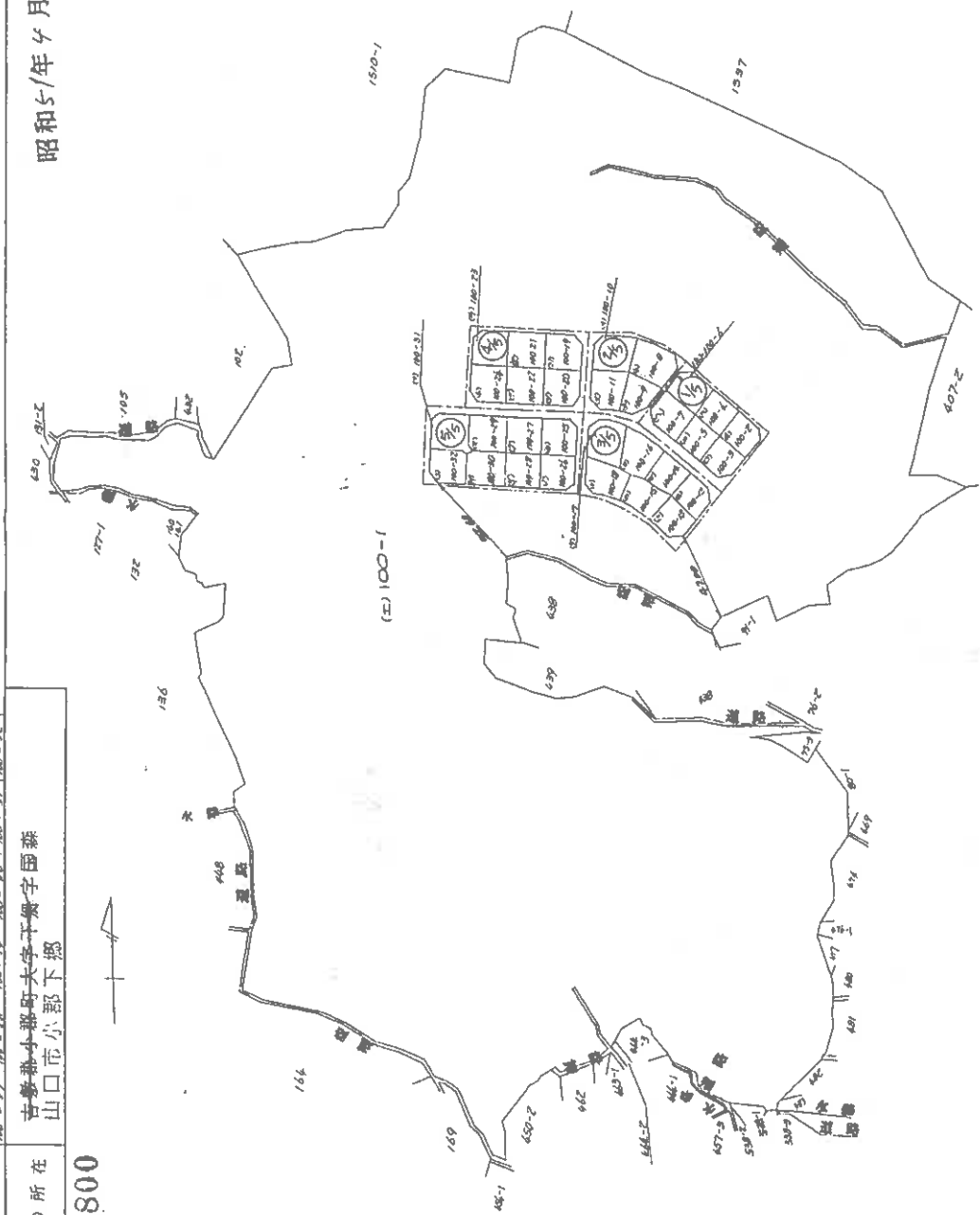
100-1	100-2	100-3	100-4	100-5	100-6	100-7	100-8	100-9	100-10	100-11	100-12	100-13	100-14	100-15	100-16	100-17	100-18	100-19	100-20	100-21	100-22	100-23	100-24	100-25	100-26	100-27	100-28	100-29	100-30	100-31	100-32	100-33	100-34	100-35	100-36	100-37	100-38	100-39	100-40	100-41	100-42	100-43	100-44	100-45	100-46	100-47	100-48	100-49	100-50	100-51	100-52	100-53	100-54	100-55	100-56	100-57	100-58	100-59	100-60	100-61	100-62	100-63	100-64	100-65	100-66	100-67	100-68	100-69	100-70	100-71	100-72	100-73	100-74	100-75	100-76	100-77	100-78	100-79	100-80	100-81	100-82	100-83	100-84	100-85	100-86	100-87	100-88	100-89	100-90	100-91	100-92	100-93	100-94	100-95	100-96	100-97	100-98	100-99	100-100
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

古夢郡小郡町大字平賀字国森
山口市小郡下郷

055800

作製年月日	昭和五十年四月貳拾日
作製者	
申請人	

昭和51年4月23日 登記



縮尺	1/2500	
前	後	新

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

(1) 平成23年3月1日
この図面に記録されている土地の全部又は一部についてその所在又は地番が変更された。上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日付である。

(5) 令和2年7月17日
この図面に記録されている土地の全部又は一部についてその所在又は地番が変更された。上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日付である。

(2) 平成24年2月28日
この図面に記録されている土地の全部又は一部についてその所在又は地番が変更された。上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日付である。

(3) 平成24年8月8日
本図面は国土調査実施前提出図面である。

(4) 平成26年10月7日
本図面は国土調査実施前提出図面である。

次頁に図面に關する変更内容を示す。

登記年月日：昭和51年4月23日

主 地 積 測 量 図

山

地 番	100-2	100-3	100-4
	100-5	100-6	100-7

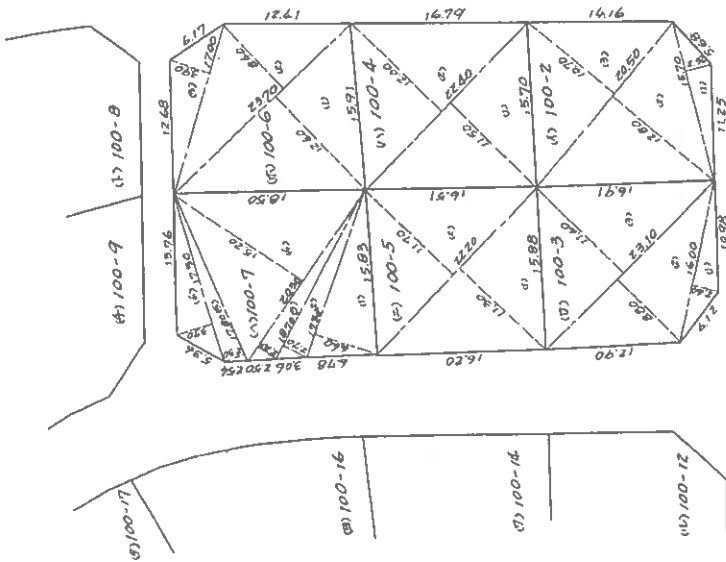
吉敷郡小郡町大字干郷字田森

土地の所在
055801 山口市小郡下郷

昭和51年4月23日登記

作 製 年 月 日	作 製 者	申 請 人
昭和五十年四月廿五日		

(ホ) 100-6	(イ) 100-7	(ロ) 100-8	(ハ) 100-9	(ニ) 100-10	(ヒ) 100-11	(ヘ) 100-12
1) 23.70 x 12.40 = 293.8800	1) 17.30 x 6.40 = 110.7200	1) 22.20 x 11.30 = 250.8600	1) 16.00 x 2.60 = 41.6000	1) 22.20 x 11.30 = 250.8600	1) 22.20 x 11.30 = 250.8600	1) 22.20 x 11.30 = 250.8600
2) 23.70 x 8.40 = 199.0800	2) 18.70 x 2.70 = 50.5900	2) 22.20 x 11.70 = 259.7400	2) 23.10 x 8.80 = 203.2800	2) 22.20 x 11.70 = 259.7400	2) 23.10 x 8.80 = 203.2800	2) 23.10 x 8.80 = 203.2800
3) 17.00 x 3.90 = 66.3000	3) 20.30 x 2.20 = 44.6600	3) 22.20 x 11.70 = 259.7400	3) 23.10 x 11.60 = 267.9600	3) 22.20 x 11.70 = 259.7400	3) 23.10 x 11.60 = 267.9600	3) 23.10 x 11.60 = 267.9600
計 559.2600	計 155.9800	計 769.3400	計 712.8400	計 769.3400	計 769.3400	計 769.3400
1/2 279.6300	1/2 77.9900	1/2 384.6700	1/2 356.4200	1/2 384.6700	1/2 384.6700	1/2 384.6700
地 積 279.63㎡	地 積 77.99㎡	地 積 384.67㎡	地 積 356.42㎡	地 積 384.67㎡	地 積 384.67㎡	地 積 384.67㎡



(日 間 進 10)

縮 尺 1/500

前 後 新

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

(4) 平成26年10月7日
本図面は国土調査実施前提出図面である。

(3) 平成24年8月8日
本図面は国土調査実施前提出図面である。

(2) 平成24年2月28日
この図面に記録されている土地の全部又は一部についてその所在又は地番が変更された。上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日付である。

(1) 平成23年3月1日
この図面に記録されている土地の全部又は一部についてその所在又は地番が変更された。上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日付である。

(5) 令和2年7月17日
この図面に記録されている土地の全部又は一部についてその所在又は地番が変更された。上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日付である。

(注) 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

次頁に図面に關する変更内容を示す。

表示年月日：昭和59年6月29日

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

各階平面図

100-2

建物図面
(各階平面図)

家屋番号

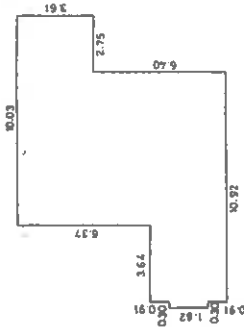
建物の所在

千葉県小湊町大字下郷字国森100-2

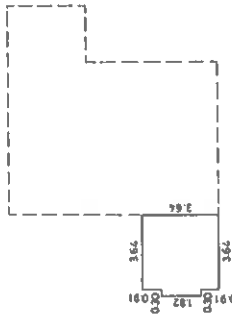
山口市小郡下郷

056323

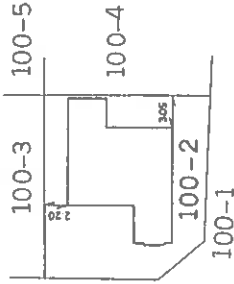
昭和59年6月29日登記



1 かいノ 2カメント		
ヨコ	タテ	2カメント
10.03 X	3.61=	36.2083
7.28 X	2.76=	20.0928
10.92 X	0.91=	9.9372
11.22 X	1.82=	20.4204
10.92 X	0.91=	9.9372
TOTAL		96.5959



2 かいノ 2カメント		
ヨコ	タテ	2カメント
3.64 X	0.91=	3.3124
3.94 X	1.82=	7.1708
3.64 X	0.91=	3.3124
TOTAL		13.7956



作製者

山口県土地家屋調査士会
(昭和59年6月29日)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

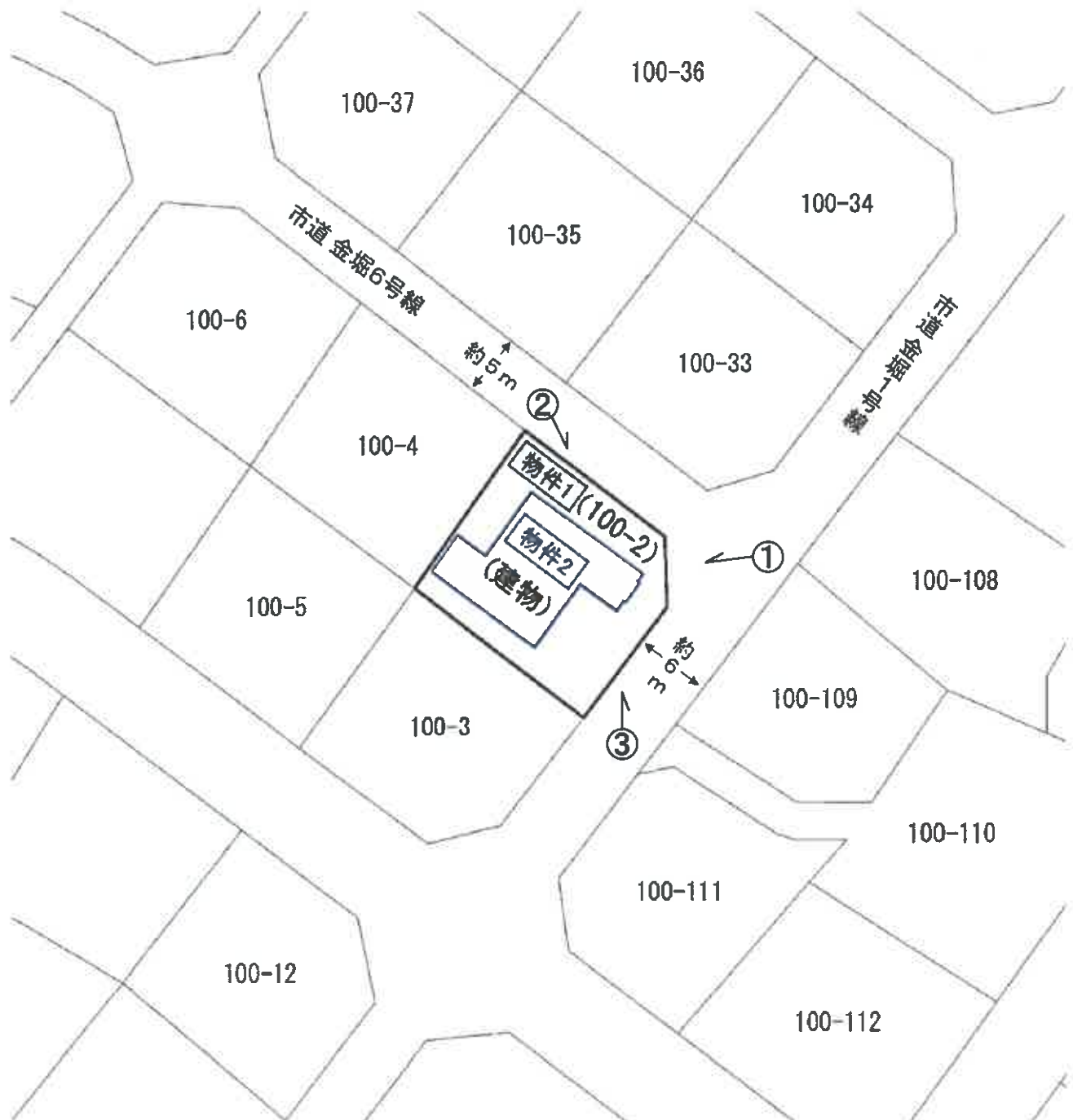
この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

(1) 平成23年3月1日
この図面に記載されている建物の全部又は一部に
ついてその所在又は家屋番号が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

土地建物位置関係図

4

縮尺約1/500



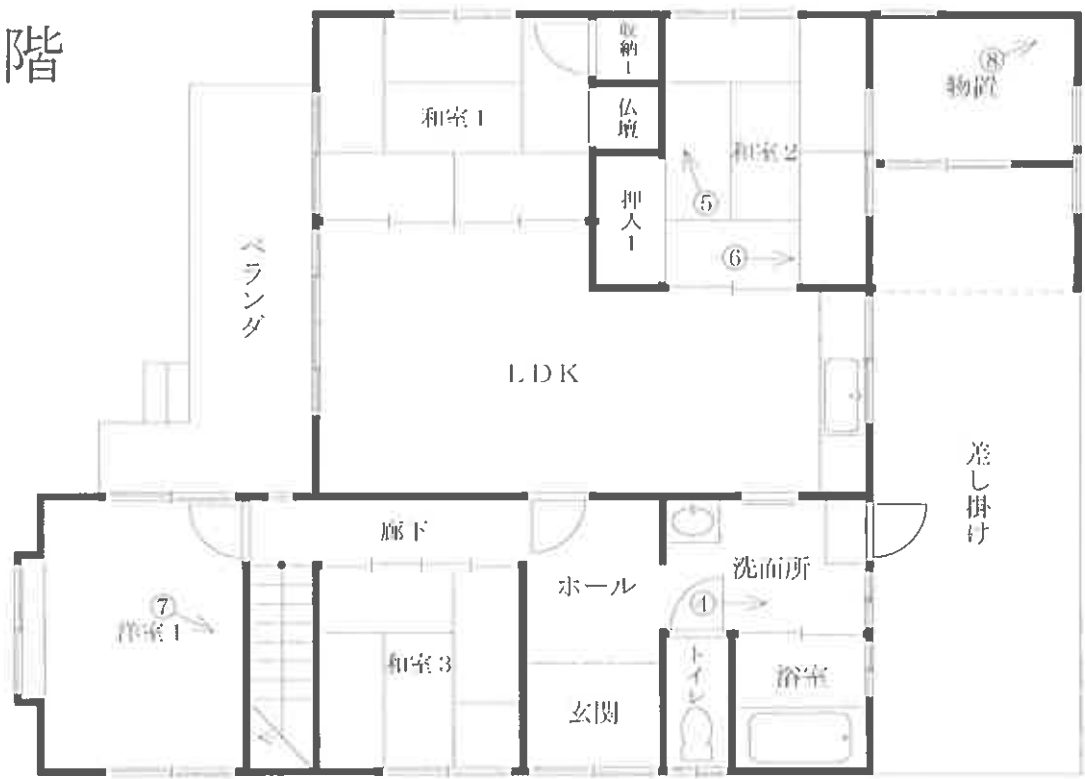
本図は法務局備付の地図(法第14条第1項)・地積測量図・建物図面等を基に
現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。

建物間取図

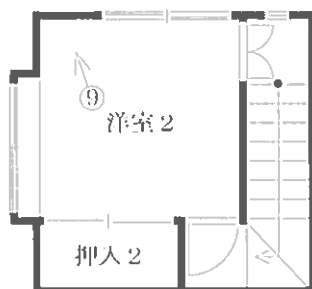


物件 2

1 階



2 階



縮尺 約 1 / 1 0 0

現況写真 1

①



②



③



現況写真 2

④

1階
洗面所



⑤

1階
和室 2



⑥

1階
和室 2



現況写真 3

⑦

1階
洋室1



⑧

1階
物置



⑨

2階
洋室2

